

京都市告示第388号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）公園を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成24年1月27日

京都市長 門川 大作

1 公園の名称

3・3・47号一乗寺公園（47号一乗寺公園）

※括弧書きは変更前

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

左京区一乗寺御祭田町の一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）